

### まちづくり功労者 国土交通大臣表彰

平成21年度から25年度にかけて、社会資本整備総合交付金を活用し実施した本市の「大網東地区都市再生整備計画」事業が平成28年度のまちづくり功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。



▲本事業で整備された市道(仏島地内)

### 夏の交通安全運動

7月10日(日)から19日(火)まで、「ゆつくりと マナーを乗せて 踏むペダル」をスローガンに、夏の交通安全運動が実施されます。

#### ◆重点目標

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進(特に自転車利用五則の周知徹底)
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

#### ◆自転車安全利用五則

### 危険行為を繰り返す自転車運転者に「自転車運転講習」の受講が義務となりました

平成27年6月1日の改正道路交通法の施行に伴い、自転車の運転中に信号無視や一時不停止などの危険なルール違反(危険行為)を繰り返すと、自転車運転者講習の受講が義務付けられました。

#### ◆自転車運転者講習制度のながれ

①自転車運転者が危険行為を繰り返す(3年以内に2回以上)

#### ◆自転車運転者講習受講義務の対象となる危険行為

- ・信号無視

②交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるよう命令

③講習の受講(講習Ⅱ3時間講習手数料Ⅱ5,700円) ※講習の受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金

④飲酒運転の根絶

⑤13歳未満の子どもの乗車用ヘルメットを着用

⑥安全ルールを守る

⑦飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認

⑧13歳未満の子どもの乗車用ヘルメットを着用

①自転車は車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

⑤飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認

⑥13歳未満の子どもの乗車用ヘルメットを着用

⑦安全対策課生活安全班

☎(70)0387

### 第66回社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生についで理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い改善更生を果たす場合もまた、

自転車も車両の一種です。法律で守るべき通行ルールが決まっています。自転車に乗る時、「事故を起こさない」、「事故に遭わない」ためにも、ルールとマナーを守り、交通事故防止の徹底を心掛けましょう。

また、自転車の事故に備えて各種保険(TSマーク等)に加入しましょう。

☎043(201)0110

☎043(266)3221

☎0120(494)506

☎(54)0110

### 電話de詐欺の前兆電話に注意!

東金警察署管内の一般家庭にNTT東日本を装う音声ガイダンスを流す手口や、息子をかたる男からの電話によって、個人情報を出し出す事例が発生していますので、ご注意ください。

「こちらはNTT東日本で

す。お客様の電話は契約違反となつておりますので2週間後に止めます。詳しいお話をいたしますので、まずは確認のため貴方の情報を確認します。」「このままでは会社をクビになる。損失補填もしくは和解金を支払わないといけ

ない」などの手口は詐欺と考えられます。詐欺の手口はそのほかにも考えられますので、少しでもおかしいと思ったら相談窓口、または最寄りの警察署へご相談ください。

▼電話de詐欺(振り込め詐欺) 相談専用ダイヤル

☎0120(494)506

☎(54)0110

### 安全安心コーナー

#### 自動車の盗難防止

平成27年中の県内自動車盗の発生件数は1,277件(暫定値)と、全国でワースト4位という件数になっています。

盗難に遭わないために、皆さん自身が防犯意識を持ち、防止策を講じましょう。

▶降車後のドアロックを習慣にしましょう  
被害車両の約2割がエンジンキーを付けたままでした。短時間の駐車でも、車を離れるときは窓を閉め、ドアロックしましょう。「ほんのちょっとだから…」という油断は禁物です。

▶照明や防犯設備のある駐車場を利用しましょう

自宅の駐車場にはセンサーライトなどを備え、月極駐車場は夜間も明るく、周囲からの見通しの良い、管理の行き届いた駐車場を選びましょう。

▶盗難防止機器を取り付けましょう

被害車両の8割は、施錠をしていたにも関わらず被害に遭っています。高級車ではないからと油断せず、警報装置やパー式

ハンドルロック等、しっかりとした防犯対策を講じましょう。



#### ●今月の移動交番開設日

セブンイレブン 季美の森店	15日(金)10時~11時30分、27日(水)14時~15時
ケーヨーデイツー 大網永田店	4日(月)10時~11時30分、21日(水)14時~15時
主婦の店大網店	11日(月)14時~15時、27日(水)10時~11時30分
農村環境改善センター いずみの里	15日(金)・26日(火) 10時~11時30分
大網白里市役所	19日(火)10時~11時30分
国保大網病院	13日(水)14時~15時

#### ●合同防犯パトロール

増穂小学校	5日(火)15時
増穂北小学校	6日(水)15時
瑞穂小学校	11日(月)15時
大網東小学校	13日(水)15時

東金警察署 ☎(54)0110

### こちらは消費生活センターです!

#### ご存知ですか? 電気通信事業法が改正されました!

契約後の書面の交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務が新たに導入されました。

#### ◆電気通信事業法のポイント

①契約後の書面交付義務

電気通信事業者は電気通信サービスの契約が成立したときには、遅滞なく消費者に個別の契約内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。(契約書面には料金割引の仕組みの図示や、付随する有料オプションサービスについての記載等を義務付け)

②契約から一定期間内に利用できる契約解除制度(初期契約解除制度・確認措置)

これらの対象である場合は契約書面にその旨の記載があります。

▶初期契約解除制度

・契約解除可能期間=契約書面受領後から8日間

・対象=光回線サービスや主な携帯サービス等

※ただし、端末や解除までに利用したサービス・工事費等の費用は消費者が負担(工事費・事務手数料については上限額あり)

▶確認措置

・条件=電波のつながり具合が不十分な場合または事業者による説明が不十分な場合

・契約解除可能期間=サービス提供開始日から最低8日間

・対象=携帯電話等の端末も含めた電気通信サービス

※事業者は契約解除までの期間のサービス利用料、付随する有料オプションサービスの利用料を消費者に請求できません

#### ◆消費者へのアドバイス!

①契約書面の交付形式、契約内容を確認しましょう。

②電気通信サービスの契約に問題があったときは、早めに契約先の事業者へ申し出ましょう。

③不安に思うことや、トラブルになった場合は消費生活センターに相談しましょう。

※参考資料 国民生活センターホームページ

#### ◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時~12時、13時~15時

▶会場=中央公民館1階相談室

▶相談電話=(70)0344

☎(70)0342

